

新型コロナウイルス感染症対策：課外活動団体としての活動条件《ガイドライン》

三重大学危機管理委員会

三重大学学生委員会

(2020年9月16日)

(2021年7月19日改正)

(2022年4月4日改正)

(2022年6月7日改正)

(2023年3月14日改正)

本学における課外活動団体として活動を行う場合、以下の条件が求められます。

1. 本学に課外活動を行う「団体結成届」を提出した上で、「新しい生活様式に基づく活動計画」を提出し、それが認可された団体であること。
2. 活動に参加する所属メンバー全員が、活動日の7日前から体調に異常がないことを確認するとともに、活動当日には検温を行うなど、感染をできるだけ防止するために適切な対応をとること。
3. 本学以外の所属メンバーの学生が活動に参加する場合も、上記2項と同様の対応を取ることがされること。
4. 感染予防責任者を置き、感染予防責任者は団体内における感染予防対策に関する周知、情報共有を図り、学生支援チームとの連絡役となること。
5. 所属メンバー、活動に参加するメンバーの変更があった場合には、速やかに学生支援チームに必要な書類の提出を行うこと。
6. 活動計画に記載した団体での活動において、昼食等が必要な場合は、十分な換気の上で、食事中の会話を控えるなど、適切な感染対策をすること。
7. 宿泊を伴う練習や遠征、試合、公演等を行う際には顧問（顧問がいない場合は学生支援チーム）に連絡し、感染防止対策を徹底した上で行うこと。
8. ミーティング等は、感染防止に留意して行うこと。
9. 課外活動を実際に行う際には、所属メンバー全員が「課外活動（運動系・文化系）における感染予防基本対策について」を熟読（運動系の団体の場合は「運動・スポーツ活動時における感染予防基本対策について」も併読）し、遵守すること。